注記（連結会計）

1　重要な会計方針

(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ　昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得価額

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得価額

(2)　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①市場価格のない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3)　棚卸資産の評価基準及び評価方法

①個別法による原価法

ただし、一部の連結対象団体においては、先入先出法による原価法によっています。

(4)　有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　6 年～60 年

工作物　3 年～60 年

物品　　4 年～20 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5)　引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去 3 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額から、退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を退職手当引当金として計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手元現金及び要求払預金)及び現金同等物(越生町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、原則、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

③消費税等の会計処理

税込形式によっています。

ただし、水道事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし。

(4) 重大な災害等の発生

該当なし。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び保証損失債務負担の状況

該当なし。

(2) 係争中の訴訟等

該当なし。

5 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
坂戸地区衛生組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	20.9598%
広域静苑組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.7513%
西入間広域消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	23.658%
埼玉県市町村総合事務組合(消防災害補償事務)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.601%
埼玉県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.162%
彩の国さいたま人づくり広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	団体が示す算定方法による
毛呂山・生越・鳩山公共下水道組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	20.0853%
埼玉西部環境保全組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	11.3082%
株式会社越生特産物加工研究所	第三セクター	全部連結	—
社会福祉法人越生町社会福祉協議会	第三セクター	全部連結	—

埼玉県市町村総合事務組合（退職手当事務）	一部事務組合・広域連合	みなし連結	―

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

③ 地方独立行政法人は、すべて全部連結の対象としています。

④ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

⑤ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。